

佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年九月七日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

佐賀県教育委員会規則第十一号

佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立学校の課程等に関する規則（昭和三十九年佐賀県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第三の佐賀県立伊万里養護学校の項の障害種別の欄を次のように改める。

知的障害 肢体不自由
---------------

別表第三の佐賀県立中原養護学校の本校の項を次のように改める。

本校	知的障害 肢体不自由 病弱	小学部	普通科
		中学部	
		高等部	

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。